

大臣許可漁業の許可等に関する事務取扱要領

令和2年11月30日付け2水管第1797号
水産庁資源管理部長通知

第1 趣旨

この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）に規定する大臣許可漁業に係る各種手続について必要な事項を定める。

第2 許可等の申請

省令に基づく以下に掲げる許可等の申請の手続に係る申請書の様式及び添付書類は、以下の手続ごとに別表第1-1及び1-2のとおりとする。

- (1) 許可の申請 (省令第3条関係)
- (2) 起業の認可の申請 (省令第4条関係)
- (3) 変更の許可の申請 (※) (省令第10条関係)
- (4) 起業の認可の変更の許可の申請 (※) (省令第11条関係)
- (5) 許可証の書換え交付の申請 (省令第17条関係)
- (6) 許可証の再交付の申請 (省令第18条関係)
- (7) 以西底びき網漁業の漁獲物等の転載の許可の申請

(省令第28条で準用する第27条第4号)

- (8) 鯨体処理場の使用の許可及び変更の許可の申請 (省令第45条関係)
- (9) 母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送の許可の申請 (省令第47条関係)

(※) 操業区域の拡張に係る変更をしようとする場合（大中型まき網漁業に限る。）、許可等の変更の申請に操業区域の拡張に見合う操業区域の縮小等のための他の許可船舶に係る変更申請又は廃業若しくは廃止の届出が操業区域の拡張に係る変更の許可の申請と同時に提出すること。

第3 許可等に係る届出

法及び省令に基づく以下に掲げる届出の手続に係る届出書の様式及び添付書類は、以下の手続ごとに別表第2のとおりとする。

- (1) 廃業（許可等の失効）の届出 (法第49条関係)
- (2) 休業の届出 (法第50条関係)
- (3) 船舶の滅失又は沈没の場合の届出 (省令第5条関係)
- (4) 相続又は法人の合併若しくは分割の届出 (省令第6条及び第12条関係)
- (5) 陸揚港の選定又は変更の届出 (省令第24条関係)
- (6) 運搬船の届出 (省令第40条関係)
- (7) 火船等の届出 (省令第41条関係)
- (8) 陸揚げ又は転載の届出 (省令第42条及び第61条関係)

附 則

本事務取扱要領は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。